

配水管への取付口から水道メーターまでの給水管の取扱い実施要領

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この要領は、配水管への取付口から水道事業管理者（以下「管理者」という。）が給水装置に設置した水道メーター（以下「メーター」という。）までの給水管（継手等を含む。）について、水質の確保及び漏水防止を目的として管理者が行う給水装置工事（以下「工事」という。）に関する取扱いを定めるものとする。

(給水装置の管理等)

第2条 給水装置の所有者又は使用者（以下「所有者等」という。）は、善良な自己の責任をもって給水装置を管理し、異状があるときは、ただちに管理者に届け出なければならない。

2 前項の届出がなくても、管理者が必要と認めたときは、修繕その他必要な処置をすることができる。

第2章 施 行

(対象給水装置)

第3条 工事の対象は、北九州市水道事業から給水を受ける給水装置とする。ただし、北九州市水道条例第28条の別表第2に定める用途が臨時用のものは除く。

(工事の種類)

第4条 工事の種類は、次のとおりとする。

(1) 鉛管取替工事

鉛管をポリエチレン管に取替える工事をいう。

(2) 応急修繕工事

鉛管を除く給水管の自然漏水を応急修繕する工事をいう。

2 前項第2号の応急修繕工事における自然漏水及び応急修繕とは、次のものをいう。

(1) 自然漏水

人為的要因がなく、かつ腐食又は振動等により発生した漏水をいう。

(2) 応急修繕

自然漏水を必要最小限の範囲に限定して、一時的に止める応急的処置をいう。

(適用の範囲)

第5条 工事における適用の範囲は、次のとおりとする。

(1) 鉛管取替工事

配水管への取付口からメーターの下流側直近までに布設された鉛管及びその継手とする。

(2) 応急修繕工事

① 私道内に布設された給水管とする。

② 宅地内に布設されたメーターまでの給水管とする。ただし、三階建て以上の建物で、一戸建て専用住宅を除く直結式給水の場合は、直結式給水施行要綱6-8の(1)②に定める取出し管に設置した逆流防止器具の上流側に布設された給水管とする。

(応急修繕工事の回数)

第6条 応急修繕工事の回数は、一給水装置につき一回を原則として実施する。

(所有者等の同意)

第7条 工事を行なうにあたっては、次の各号に定める事項について、所有者等の同意を得るものとする。

(1) 費用負担の区分

(2) 掘削及び埋戻し等の施工上の条件

(3) 第三者からの異議に対する責任

(4) その他必要な事項

(工事費用の免除)

第8条 所有者等が負担すべき工事に要する費用は、北九州市水道条例第37条の規定により免除することができる。ただし、施工に際して支障となる部分の復旧に要する等の費用は、所有者等の負担とする。

2 前項の支障となる部分とは、門、塀、柵、樹木、構造物、石垣、擁壁法面、コンクリート、石張り、タイル等をいう。

(施工)

第9条 工事の施工は、直結式給水施行要綱、水道用ポリエチレン管施工要領及び北九州市上下水道局水道工事標準仕様書に基づくほか、各関係規定によるものとする。

2 宅地内の工事における埋戻しは、発生土を使用する。

- 3 前条第2項に定める支障となった部分において、所有者等が復旧するまでの間、簡易な補修を必要とする場合は、モルタル又はレミファルトを使用する。

第 3 章 事務手順

(届 出)

第10条 工事は、所有者等から届出があった場合又は管理者が必要と認めた場合に行なうものとする。

(調 査)

第11条 所有者等から届出があったとき又は管理者が工事を行なおうとするとき、工事事務所の担当者（以下「担当者」という。）は、別に定める修繕工事受付票（以下「受付票」という。）に必要事項を記入し、維持管理工事施行要綱第2条に規定する水道工事センターに工事の調査を指示するものとする。ただし、管理者が調査の必要がないと認めた場合は、この限りでない。

- 2 前項の指示があった場合、水道工事センターは、すみやかに調査を行い、その結果を担当者に報告するものとする。

(同 意)

第12条 工事を行なうにあたって、管理者は、所有者等の同意を施工同意書兼工事費用免除申請書（以下「同意書兼免除申請書」という。様式）をもって確認するものとする。

(工事費用の免除申請)

第13条 所有者等は、第8条第1項の工事に要する費用の免除を受けようとするときは、同意書兼免除申請書を管理者に提出しなければならない。

(同意書兼免除申請書の作成)

第14条 担当者は、同意を得るにあたって、同意書兼免除申請書に掲げる受付No.、工事の種類、当該給水装置の水栓番号、予定掘削幅及び延長等を記入し、その予定掘削幅及び延長、埋戻しの方法、復旧の費用負担及び第三者からの異議に対する解決責任等について、あらかじめ所有者等に周知しなければならない。

- 2 所有者等が、前項について同意したとき及び工事に要する費用の免除を受けるとき、所有者等は、同意書兼免除申請書に日付、住所、氏名及び電話番号を記入し押印するものとする。
- 3 第1項の予定掘削幅及び延長に変更が生じた場合、担当者は、決定掘削幅及び延長を記入し、再度、所有者等の同意を得るものとする。

(施工の指示)

第15条 工事を実施する場合、担当者は、水道工事センターに、別に定める修繕(維持管理)工事指示票兼完了報告票(以下「指示票」という。)をもって、施工の指示を行うものとする。

(適正な施工等)

第16条 水道工事センターは、前条の施工の指示を受けたときは、第9条の規定に基づき、工事を適正かつ迅速に行なわなければならない。

2 施工の完了後、水道工事センターは、指示票に必要事項を記入し同意書兼免除申請書を添付して、すみやかに担当者に提出しなければならない。

(工事経歴の記入)

第17条 前条第2項の報告があったとき、担当者は、所有者等の別に定める給水装置工事申込書に、次の事項を記入するものとする。

- (1) 工事の種類
- (2) 完了年月日
- (3) 施工範囲又は箇所
- (4) 使用材料及び口径
- (5) その他必要事項

(同意書兼免除申請書の保存)

第18条 担当者は、工事の完了後、同意書兼免除申請書を保存する。

(その他)

第19条 この要領の施行に関し、必要な事項は別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成14年9月1日から施行する。
- 2 共同住宅の基準緩和及び修繕工事の局負担拡大について(北九水給業第167号 昭和62年10月19日 給水部長通知)は廃止する。
- 3 鉛管取替工事实施要領(平成13年9月1日施行)は廃止する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成16年7月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、令和2年11月1日から施行する。

受付 No.
<input type="checkbox"/> 鉛管取替工事 <input type="checkbox"/> 私道内応急修繕工事 <input type="checkbox"/> 宅地内応急修繕工事 <input type="checkbox"/> 老朽給水管取替工事

完了 年 月 日
水栓番号
工事施工住所※

※工事施工箇所が、給水装置の所有者又は使用者の住所と異なる場合に記入

施工同意書兼工事費用免除申請書

年 月 日

北九州市水道事業管理者
上下水道局長 様

(給水装置の所有者又は使用者)

住 所 _____

氏 名 (※) _____

(※)本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

電 話 _____

1 給水装置工事の施工に際しては、下記の事項について同意し、異議は一切申し立てません。

(1) 宅地内等の掘削を了承します。【予定幅 () m × 延長 () m】
【決定幅 () m × 延長 () m】

(2) 掘削埋戻しは、発生土によることを了承します。

(3) 施工に際して、支障となる【門、塀、柵、樹木、石垣、擁壁法面、構造物、その他 ()】の復旧は、給水装置の所有者又は使用者の費用負担において行います。

(4) 本件に関して、第三者から異議の申立てを受けたときは、給水装置の所有者又は使用者が責任をもって解決します。

(5) その他 _____

2 給水装置工事に要する費用の免除を申請します。

なお、本工事施工後の維持管理(宅地内)は、引き続き、給水装置所有者又は使用者の責任において行います。

また、給水装置の所有権を市に譲渡することはありません。

配水管への取付口から水道メーターまでの給水管の取扱い実施要領細則

1 基本事項

(目的)

第1 この細則は、配水管への取付口から水道メーターまでの給水管の取扱い実施要領（以下「実施要領」という。）第19条の規定に基づき、鉛管取替工事及び応急修繕工事（以下「工事」という。）について、その実施細目を定め、適正な施行を図ることを目的とする。

(所有者等の費用負担)

第2 実施要領第8条第1項のただし書で定める給水装置の所有者又は使用者（以下「所有者等」という。）が負担する費用とは、次のものをいう。

- (1) 工事の施工に際して、支障となる部分の復旧に要する費用
- (2) 第10第3号により、水道メーター（以下「メーター」という。）の設置箇所を変更した場合で、既設給水管に接続するためメーターの下流側に給水管を布設する費用

(実施)

第3 工事は、実施要領第12条に規定する施工同意書兼工事費用免除申請書（以下「同意書兼免除申請書」という。）により、同意が確認されたものについて実施する。ただし、同意が得られない場合にあっても、工事事務所長（以下「所長」という。）が必要と認めたときは、公道内で行なう鉛管取替工事は実施することができる。

2 共通細目

(適用の範囲)

第4 実施要領第5条に規定する工事における適用の範囲を別図に定める。

- (1) 鉛管取替工事は、別図1のとおりとする。
- (2) 応急修繕工事は、別図2～別図4のとおりとする。

(同意の確認)

第5 工事事務所の担当者(以下「担当者」という。)は、同意を得た場合、給水係長へその旨を報告する。また、給水係長は所長へ報告し、所長は、同意書兼免除申請書をもって同意の確認を行う。なお、同意が得られない場合は、その顛末を同意書兼免除申請書に記入する。

(修繕(施工)区分)

第6 実施要領第15条に規定する修繕(維持管理)工事指示票兼完了報告票の修繕(施工)区分の欄で選択する項目は、次のとおりとする。

- (1) 鉛管取替工事においては、2 公費(PE管)とする。
- (2) 応急修繕工事においては、私道内の応急修繕工事が1 公費(私道)、宅地内の応急修繕工事は5 維持管理とする。

3 鉛管取替工事

(鉛管台帳の作成)

第7 所長は、鉛管取替工事(以下、この章において「工事」という。)を計画的に実施するために鉛管台帳を作成する。

2 鉛管台帳は、鉛管調査一覧表及び鉛管箇所図とする。

(工事の種類)

第8 工事の種類は、次のとおりとする。

(1) 計画鉛管取替工事

所長が鉛管台帳により定めた鉛管取替工事実施計画に基づき実施する工事をいう。

(2) その他の鉛管取替工事

計画鉛管取替工事以外の工事をいう。

(周 知)

第9 所長は、工事の実施にあたり、必要に応じて給水管取替のお知らせ(細則様式第1号)で所有者等への周知を行う。

(施 工)

第10 施工は、次のとおり行なうものとし別図に定める。

- (1) 公道内に、止水栓又はメーター等が設置されている場合は、原則として宅

地内に移設する。(別図5)

- (2) メーターが公私境界から延長がある箇所に設置されている場合又は検針の困難な箇所に設置されている場合は、公私境界の直近に移設する。(別図6)
- (3) 宅地内に障害物があるときで、同一経路に布設することが困難な場合は、配水管への取付口、布設の位置又はメーターの設置箇所を変更することができる。(別図7)
- (4) 石垣、擁壁法面、石張り又は構造物等があるときで、埋設が困難な場合は、その部分を露出で配管することができる。ただし、そのときは、強固なさや管で防護するなど適正な措置を講じるものとする。(別図8)

(工事経歴の記入等)

第11 担当者は、工事の完了後、実施要領第17条に基づき、給水装置工事申込書に鉛管取替工事実施済印(細則様式第2号)を押印し、完了年月日、工事の範囲等を記入するとともに、鉛管台帳の修正を行なう。

(実施状況の報告)

第12 担当者等は、工事の実施状況について、次の要領で報告を行なう。

- (1) 水道工事センターは、計画鉛管取替工事又はその他の鉛管取替工事を実施した場合、給水装置工事申込書修正確認書(細則様式第3-1号)に施行店名、番号、受付No.、水栓番号、給水装置の所有者及び住所を記入し、毎月ごとに担当者へ報告する。
- (2) 請負工事等によって計画鉛管取替工事又はその他の鉛管取替工事を実施した場合、請負工事等の担当者は、施工者名、工事名、施工区、番号、水栓番号、給水装置の所有者、住所及び布設替えした既設管の管種を記入した給水装置工事申込書修正確認書(細則様式第3-2号)の写しを担当者へ渡す。
- (3) 担当者は、計画鉛管取替工事実施件数及びその他の鉛管取替工事実施件数を給水装置工事申込書修正確認書に記入するとともに、鉛管取替工事実施件数等報告書(細則様式第4-1号及び同第4-2号)に工事の種類別実施件数及び工事費用を集計し、給水係長に報告する。また、給水係長は所長に報告する。
- (4) 所長は、鉛管取替工事実施件数等報告書(写)をもって、配水管理課長へ工事の実施状況を報告する。
- (5) 配水管理課の担当者は、鉛管取替工事実施件数等報告書(写)から鉛管取替工事実績表(細則様式第5号)に当該月までの工事の全実施件数及び全工事費用を集計して、給水係長へ報告する。また、給水係長は、配水管理課長へ報告する。

(鉛管取替工事実施表等の保存)

第13 所長は、同意書兼免除申請書、給水装置工事申込書修正確認書及び鉛管取替工事実施件数等報告書を保存する。また、配水管理課長は、鉛管取替工事実施件数等報告書(写)及び鉛管取替工事実績表を保存する。

4 応急修繕工事

(工事の種類)

第14 実施要領第4条第1項第2号に規定する応急修繕工事(以下、この章において「工事」という。)の種類は、次のとおりとする。

(1) 漏水調査業務委託に基づく応急修繕工事

漏水の可能性が高いと判断される箇所において行なう漏水調査に基づき実施する工事をいう。

(2) その他の応急修繕工事

市民通報等に基づき実施する工事をいう。

(工事経歴の記入)

第15 担当者は、工事の完了後、実施要領第17条に基づき、給水装置工事申込書に応急修繕工事実施済印(細則様式第6号)を押印し、漏水箇所、完了年月日及びその他必要事項を記入する。

(実施状況の報告)

第16 担当者等は、工事の実施状況について、次の要領で報告を行なう。

(1) 水道工事センターは、応急修繕工事実施表(細則様式第7号)に施行店名、受付No.、水栓番号等を記入し、応急修繕工事実施件数集計表(細則様式第8号)で私道内及び宅地内別等の実施件数を集計して、応急修繕工事実施表とともに毎月ごとに担当者へ報告する。

(2) 担当者は、前号の報告を受けて、応急修繕工事実施件数等報告書(細則様式第9-1号又は第9-2号)に私道内及び宅地内別等の実施件数及び工事費用を集計し、給水係長へ報告する。また、給水係長は所長へ報告する。

(3) 所長は、応急修繕工事実施件数等報告書をもって、配水管理課長へ工事の実施状況を報告する。

(4) 配水管理課の担当者は、応急修繕工事実施件数等報告書から応急修繕工事実績表(細則様式第10号)に当該月までの工事の全実施件数及び全工事費用を集計して、給水係長へ報告する。また、給水係長は、配水管理課長へ報告する。

(応急修繕工事実施表等の保存)

第17 所長は、同意書兼免除申請書、応急修繕工事実施表、応急修繕工事実施件数集計表及び応急修繕工事実施件数等報告書を保存する。また、配水管理課長は、応急修繕工事実施件数等報告書(写)及び応急修繕工事実績表を保存する。

付 則

(施行期日)

1 この細則は、平成14年9月1日から施行する。

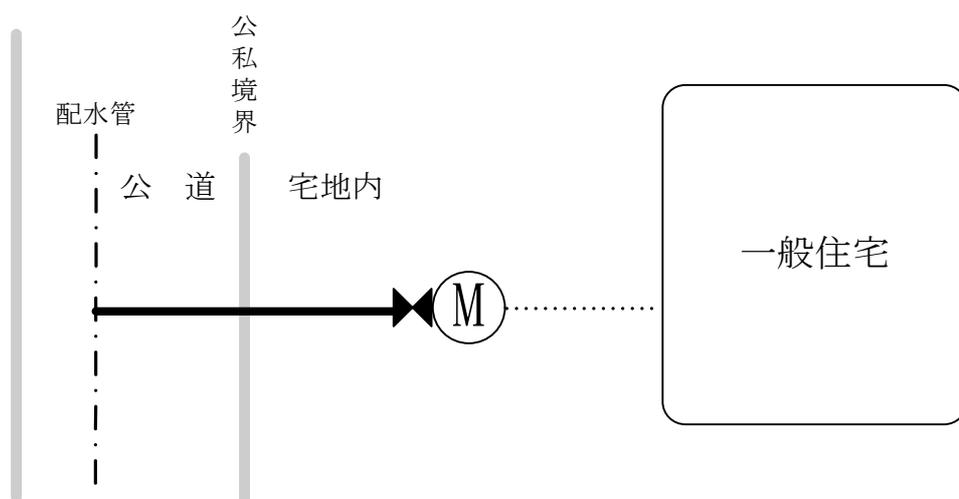
付 則

(施行期日)

1 この細則は、平成16年7月1日から施行する。

鉛管取替工事

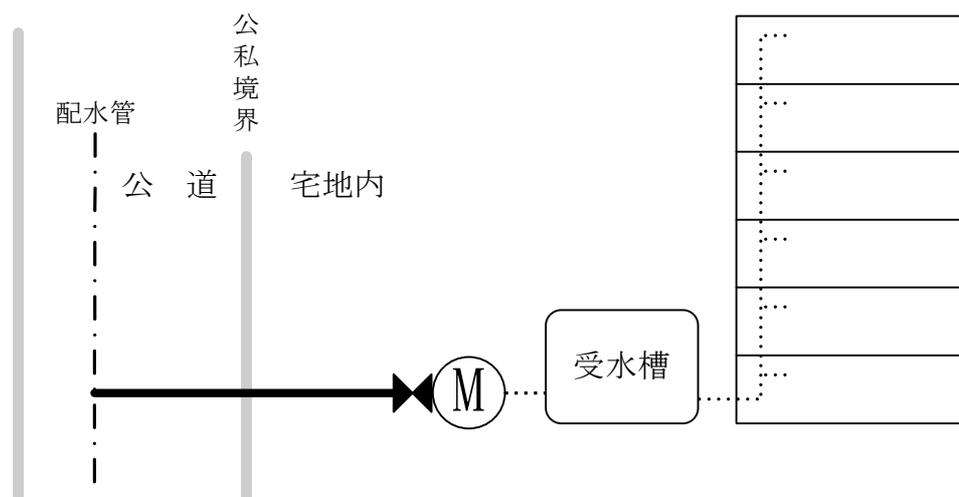
一般住宅の場合



共通凡例

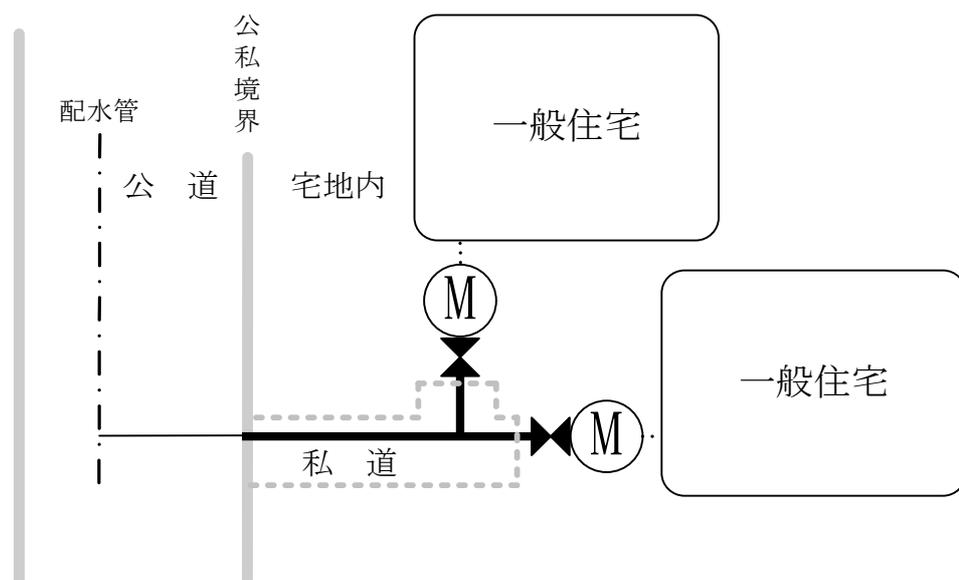
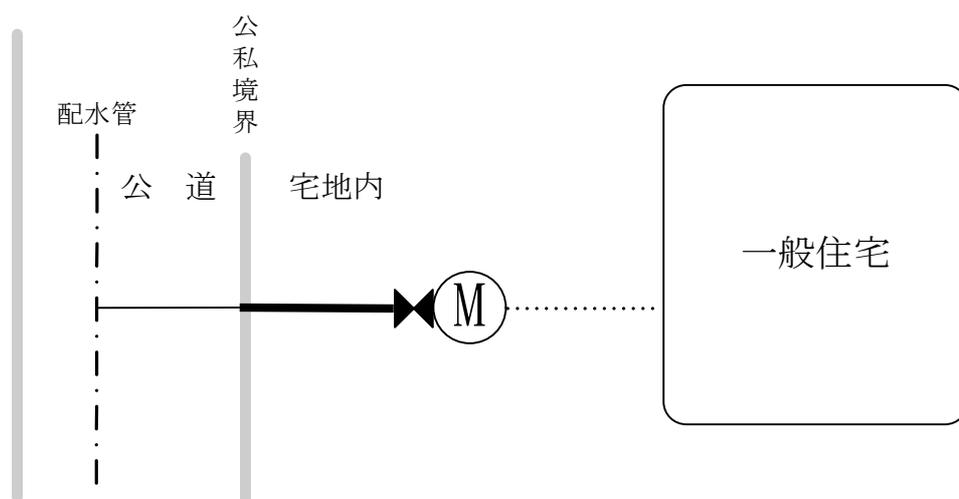
- ⊗ バルブ等
- Ⓜ 水道メーター
- ⇔ 適用範囲

集合住宅の場合

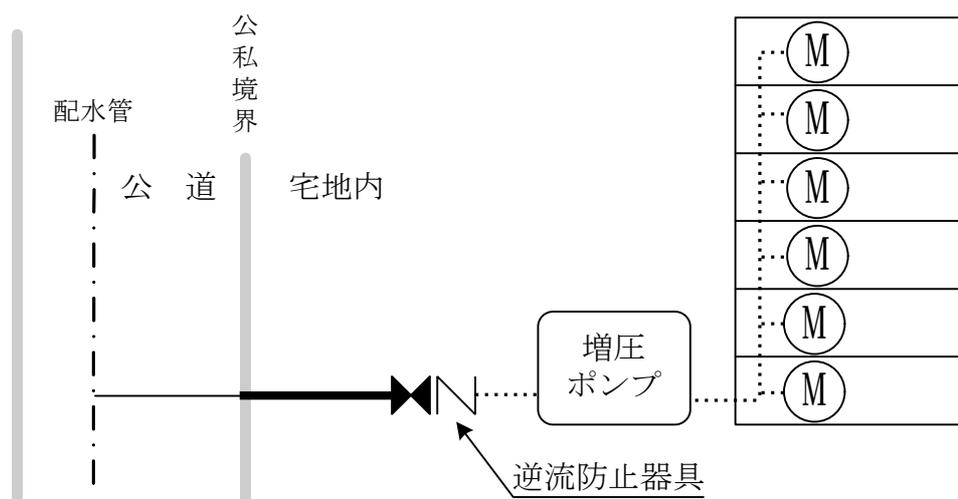
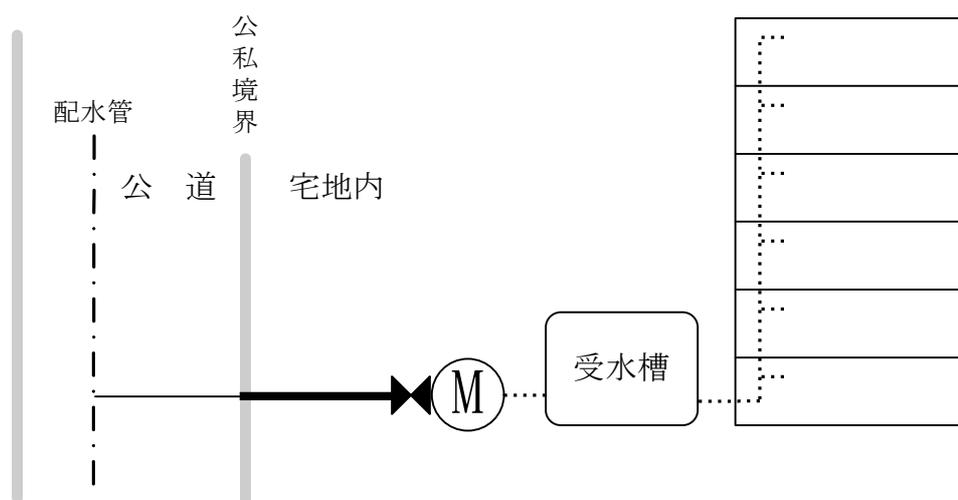


応急修繕工事

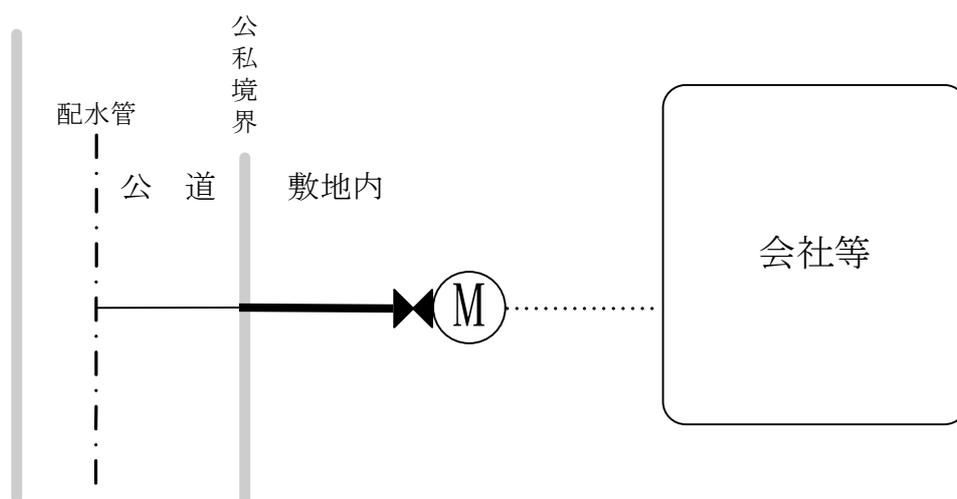
一般住宅の場合



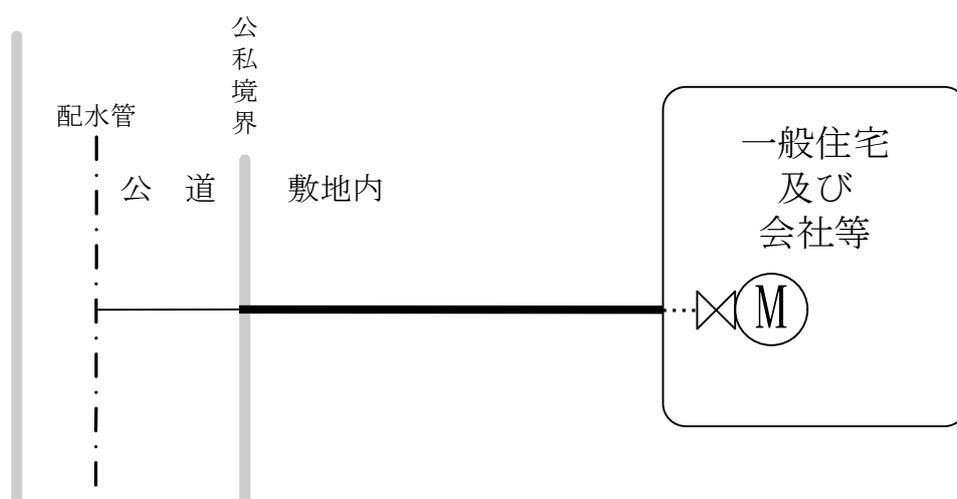
集合住宅の場合

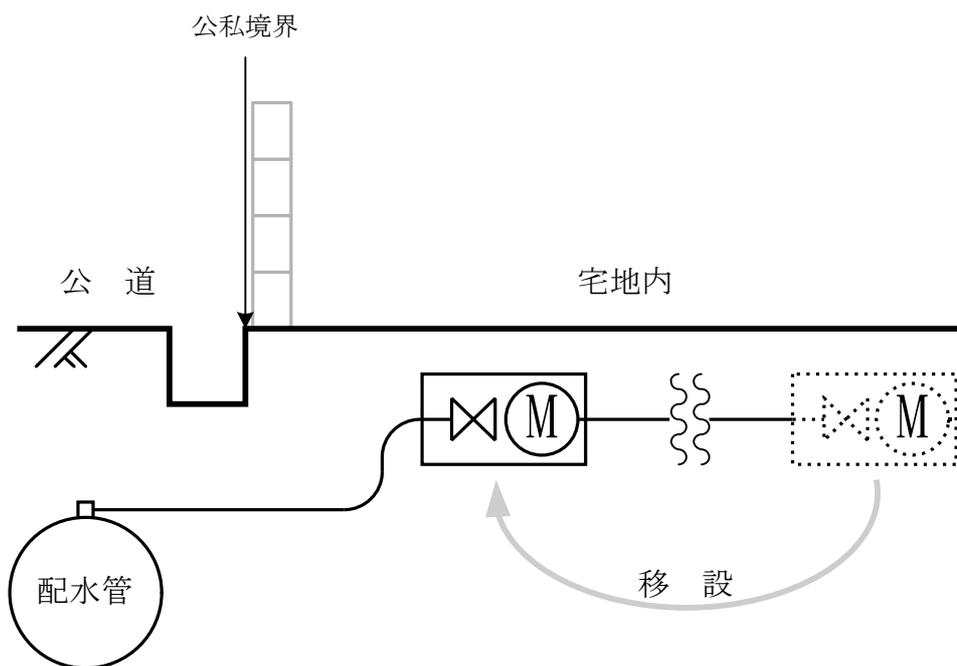
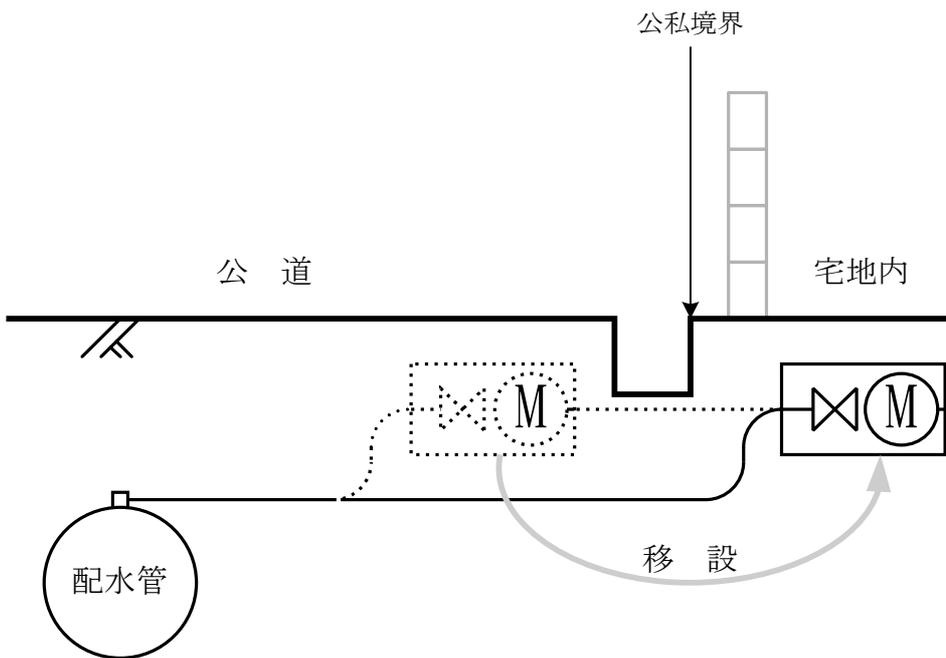


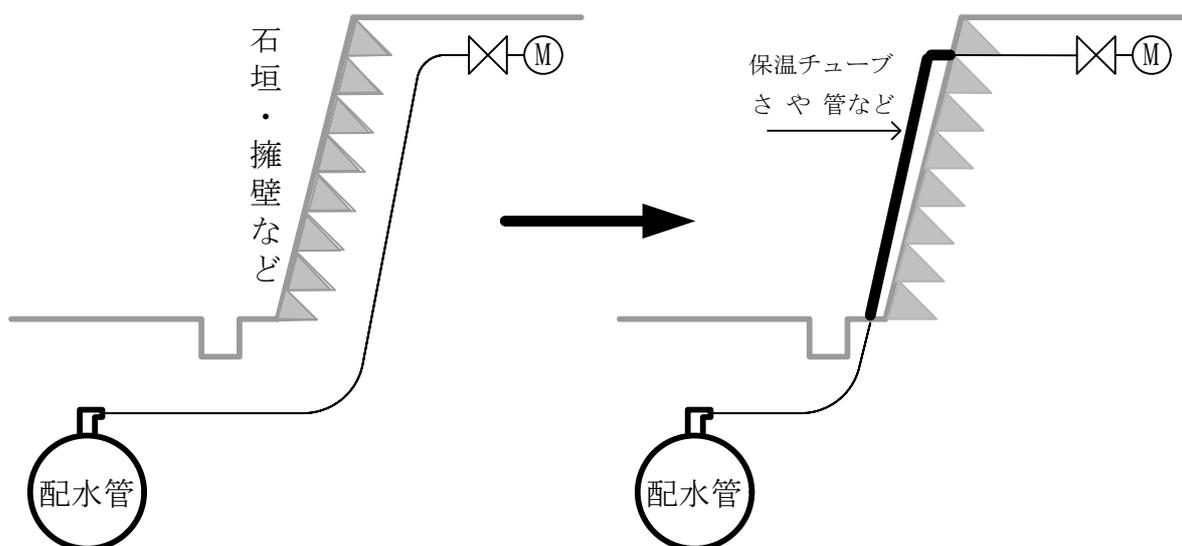
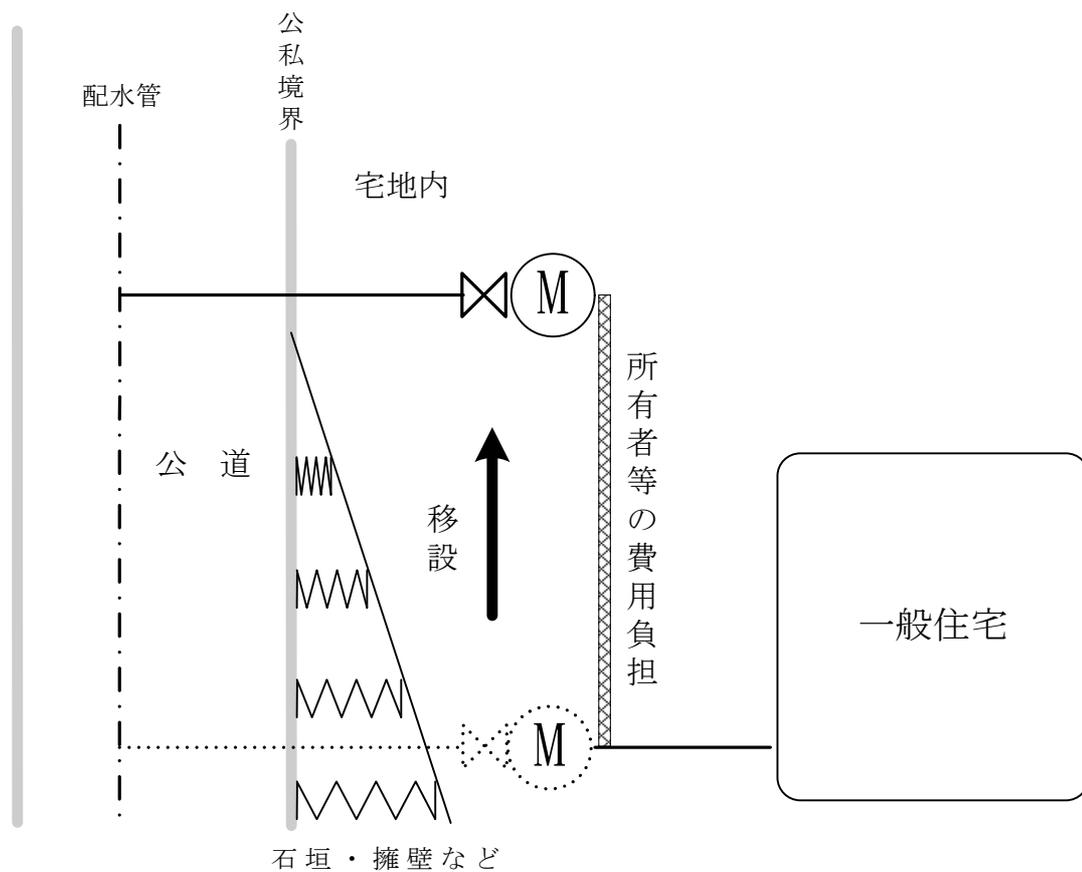
会社等の場合



水道メーターが建築物内にある場合





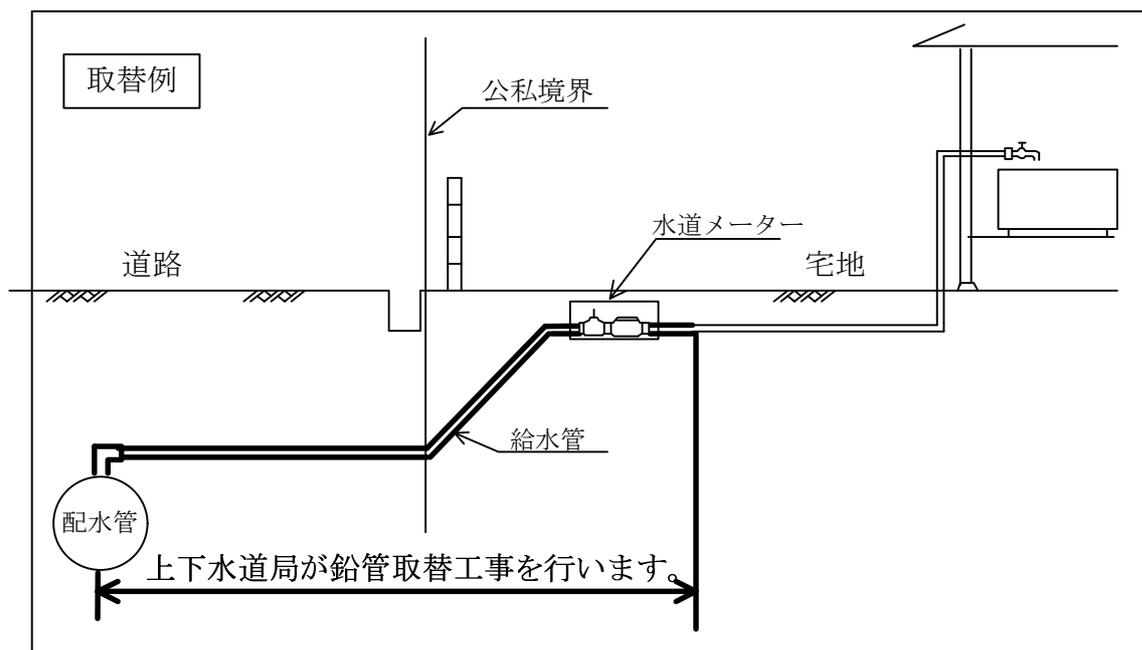


給水管取替のお知らせ

上下水道局では、鉛管解消のため水道メーターまでの鉛管をポリエチレン管に取替える工事を行っております。

施工にあたっては、下記のご協力が必要になりますので、ご理解をお願い致します。

- 1 工事は、同意の得られたものについて実施します。
 - 2 門、塀、樹木、タイルなど、工事に支障となる部分の復旧に要する費用は、所有者などの負担になります。
- ※ 従来どおり、水道メーターから蛇口側の工事は、所有者などの費用負担になります。



<問合せ先>

上下水道局東部工事事務所給水係 TEL 932-5790

上下水道局西部工事事務所給水係 TEL 644-7820

備考

鉛管取替工事実施済印

給水管布設替済印
() 年 月 日
() 年 月 日
1. 配水管から水道メーターまで 2. 配水管から第1止水栓まで 3. 第1止水栓から水道メーターまで

鉛管取替工事実施件数等報告書

(年度)

工 事 の 種 別	門 司 区												小 倉 北 区												小 倉 南 区												東 部			
	業者名			業者名			業者名			業者名			業者名			業者名			業者名			業者名			業者名			セクター		小計										
	件数	金額(円)	小計	件数	金額(円)	小計	件数	金額(円)	小計	件数	金額(円)	小計	件数	金額(円)	小計	件数	金額(円)	小計	件数	金額(円)	小計	件数	金額(円)	小計	件数	金額(円)	件数	金額(円)												
4	計画																																							
	その他																																							
5	計画																																							
	その他																																							
6	計画																																							
	その他																																							
7	計画																																							
	その他																																							
8	計画																																							
	その他																																							
9	計画																																							
	その他																																							
10	計画																																							
	その他																																							
11	計画																																							
	その他																																							
12	計画																																							
	その他																																							
1	計画																																							
	その他																																							
2	計画																																							
	その他																																							
3	計画																																							
	その他																																							
	計画																																							
	その他																																							
	合計																																							
	その他																																							

※計画 … 鉛管台帳により定められた鉛管取替工事実施計画に基づき実施する工事
その他 … 計画以外の鉛管取替工事
(日本工業規格 A3)

鉛管取替工事実施件数等報告書

(年度)

工事 月別 月	戸 畑 区			八 幡 東 区			八 幡 西 区			若 松 区			西 部		
	業者名 金額(円)	件数	小計 金額(円)												
4 月 分															
5 月 分															
6 月 分															
7 月 分															
8 月 分															
9 月 分															
10 月 分															
11 月 分															
12 月 分															
1 月 分															
2 月 分															
3 月 分															
合 計															

※計画 ... 鉛管台帳により定めた鉛管取替工事年度計画に基づき実施する工事
 その他 ... 計画以外の鉛管取替工事
 (日本工業規格 A3)

応急修繕工事実施済印

私道内 宅地内	給水管の応急修繕工事
完了年月日	年 月 日
その他必要事項	

応急修繕工事実施表

工事事務所長 様

水道工事センター施行店

年度 月分

	受付No.	水栓番号	私道内・宅地内	漏水状況	工事の種類
				地上・地下	委託・その他
1			私・宅	上・下	委・他
2			私・宅	上・下	委・他
3			私・宅	上・下	委・他
4			私・宅	上・下	委・他
5			私・宅	上・下	委・他
6			私・宅	上・下	委・他
7			私・宅	上・下	委・他
8			私・宅	上・下	委・他
9			私・宅	上・下	委・他
10			私・宅	上・下	委・他
11			私・宅	上・下	委・他
12			私・宅	上・下	委・他
13			私・宅	上・下	委・他
14			私・宅	上・下	委・他
15			私・宅	上・下	委・他

工事の種類

- ・委託…漏水調査によるもの
- ・その他…市民通報等によるもの

応急修繕工事実施件数集計表

工事事務所長 様

水道工事センター施行店

年度 月分

; 実施件数

漏水状況	地 上		地 下		計
	委 託	その他	委 託	その他	
私 道 内					
宅 地 内					

応急修繕工事実施案件数等報告書

年度	工事の種類 漏水状況 漏水箇所	門司区												小倉北区						小倉南区						東部		
		業者名			小計			業者名			小計			業者名			小計			業者名			小計			合計		
		件数	金額(円)	金額(円)	件数	金額(円)	金額(円)	件数	金額(円)	金額(円)	件数	金額(円)	金額(円)	件数	金額(円)	金額(円)	件数	金額(円)	金額(円)	件数	金額(円)	金額(円)	件数	金額(円)	金額(円)	件数	金額(円)	
地 二 月	私道内	委託																										
		他																										
月分	宅地内	地上																										
		地下																										
月分	私道内	委託																										
		他																										
月分	宅地内	地上																										
		地下																										
月分	私道内	委託																										
		他																										
月分	宅地内	地上																										
		地下																										
果 計	私道内	委託																										
		他																										
果 計	宅地内	地上																										
		地下																										

工事の種類
委託…漏水箇所によるもの
他 ……市長選報明によるもの

